

平成 22 年 7 月 29 日

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施のために

全国ホームヘルパー協議会  
会長 中尾 辰代

在宅で生活する高齢者・障害者等の方々が必要としているたんの吸引等を、ホームヘルパーが安全に、安心して提供するためには、以下の条件整備が必要であると考えます。

### 1. 実施者について

- ・ 基礎的知識・技術を有し一定期間の従事経験のある介護福祉士等が、必要な研修を受けることにより、実施できるようにすることが重要であり、現実的です。

### 2. 研修について

#### 【実施前】

#### ○医学知識の基礎的な共通研修と、利用者個別の現地指導

- ・ 実施に当たっては、最低限必要な基礎的な医学知識・技術に関する研修（講義、実習）と、利用者個別の特性に応じた現地指導の両方が必要です。

#### 【実施後】

#### ○継続研修、医師等による継続指導

- ・ 実施前の研修だけではなく、実施中は継続的な研修が必要です。
- ・ 定期的に、医師・看護師による利用者個別の状況確認、ヘルパー等の実施方法の確認・指導が必要です。

### 3. 実施体制について

#### ○ 医師、訪問看護、訪問介護の三者によるチーム体制

- ・ 利用者に状態変化があった場合に、24 時間 365 日、三者相互に連絡・連携がとれるチーム体制が必要です。
- ・ 主治医の指示書に基づき、実施手順を確認した上での実施が必要です。

#### 4. 法制度について

- 業務としての実施としての位置づけ
  - ・ 現在の違法性阻却による実施ではなく、実施可能な行為（ケア内容）を限定した上で、適法に実施できる位置づけとすることが必要です。
  - ・ 個人の責任、同意による実施ではなく、ホームヘルパー等の介護職が業務として実施できる位置づけとすることが必要です。

#### 5. その他の医行為について

- たんの吸引、経管栄養以外の医行為にも同様の検討が必要
  - ・ 今回、検討の対象としない、とされているたんの吸引・経管栄養以外の医行為についても、在宅での生活を継続するために、多くの高齢者や障害者等からホームヘルパー等介護職に担ってほしいとの話をお聞きしています。
  - ・ 今回の検討結果を踏まえ、現在、医行為とされている行為についても、同様の取扱いができるものについては、早急に検討・対応することが必要と考えます。